

阿波市地球温暖化対策実行計画（概要版）

平成 21 年 3 月

1. 実行計画の基本的事項

地球温暖化対策実行計画は、行政事務・事業（庁舎を含めた公共施設）における地球温暖化対策の推進を目的とし、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条により地方公共団体に対して策定が義務付けられた計画となります。

(1) 計画策定の目的

- 地球温暖化の防止
- 法律の順守（地球温暖化対策の推進に関する法律 第 20 条）
- 行政の率先行動（住民・事業者に対する普及啓発）
- 電力・燃料使用量削減による経費節減

(2) 計画の対象範囲

- 調査対象施設 : 庁舎を含めた公共施設
- 調査対象ガス : CO₂（二酸化炭素）

(3) 計画の期間

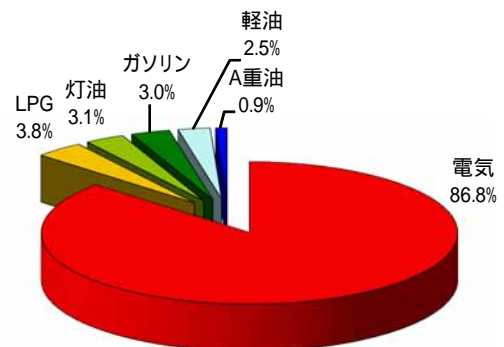
- 計画の基準年 : 平成 19 年度（削減の基準となる CO₂ 排出量を算定する年度）
- 実行計画期間 : 平成 21 年度 ~ 平成 25 年度（5 年間の取り組み期間）

2. CO₂ 排出状況

基準年（平成 19 年度）に阿波市の行政事務・事業より排出された CO₂ 量は 4,179 トンと推計されました。なお、排出源別では電気使用に伴う排出が全体の約 87%と最も高いことが分かりました。

- 基準排出量 : 4,179 トン

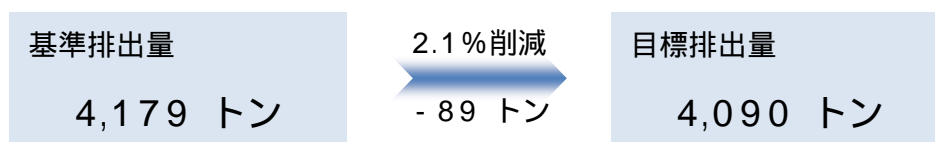
排出源	活動量 (電気・燃料使用量)	排出量 (トン)	
電気	9,595,360 kWh	3,627	
燃料	ガソリン	54,246	126
	軽油	39,668	104
	灯油	51,297	128
	A重油	13,520	37
	液化石油ガス(LPG)	25,411 m ³	158
合計		4,179	



3. 取り組み方針

(1) CO2 削減目標

阿波市では、平成 25 年度までの 5 年間で、行政事務・事業より排出される CO₂ を基準年に対して 2.1%以上削減することを計画の目標としました。



(2) 目標達成のための CO2 削減措置

阿波市では、実行計画期間内の目標達成に向けて、市職員一人ひとりが取り組みを行います。なお、主な取り組み内容は以下のとおりです

- ▶ 空調に関する取り組み
 - ・空調は冷房 29 以上、暖房 20 以下に設定
 - ・空調運用マニュアルの作成、統一
- ▶ 照明に関する取り組み
 - ・昼休みや日中日当たりの良い場所、人がいないエリアでの照明の消灯
- ▶ OA 機器に関する取り組み
 - ・パソコン不使用時の電源 OFF 又は「低電力モード」の設定
- ▶ 公用車に関する取り組み
 - ・アイドリングストップの実施
 - ・タイヤ空気圧の適正化
- ▶ 給湯に関する取り組み
 - ・ガスコンロと瞬間湯沸かし器や給湯器との併用
- ▶ 間接的項目に関する取り組み
 - ・用紙の両面使用
 - ・リサイクルの推進
 - ・節水
 - ・クールビズ・ウォームビズの実施

4. 計画の推進

本計画は、阿波市の行政事務・事業（本庁舎及び公共施設）における CO₂ 削減を目指すものであり、目標達成に向けて市職員一人ひとりが「CO₂ 排出者」との自覚のもとに取り組みを行います。

また、実行計画期間中（平成 21 年度～平成 25 年度）は、CO₂ 排出量や計画の目標達成状況など計画の運用状況に関する調査を毎年度行います。なお、計画の運用状況は、阿波市ホームページ、広報誌等を通じて適宜公表します。